

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	8,098,200	令和7年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境6号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,217,600	令和7年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境1号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	3,506,459	令和7年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

よって、本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行なっており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（G30）

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 斎場霊園担当（電話番号 06-6630-3137）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境6号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約しているが、今回のバケットリンクの破損の修繕については、上記契約の保守要件の対象外となっていることから、同社から整備業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、上記保守業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境1号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約しているが、今回のミッション及びブレーキの修繕については、上記契約の保守要件の対象外となっていることから、同社から整備業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、上記保守業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）